

第1条 (名称) 本会の名称は『ウータン・森と生活を考える会』という。(略称[ウータン]、英字名は[HUTAN Group]とする。)

第2条 (事務局) 事務局は、大阪府内(大阪市北区)に置く。

第3条 (会員) 本会の会員は、ウータンの会則に賛同して、加入した個人及び団体とする。

第4条 (目的) 本会は、とりわけ原生的な熱帯林、他の森林の保護を実現するため、総合的に対処し、加えて私たちの大量消費の生活を見直し、森で暮らす人々等とも連携し、共生・循環型の社会で望ましい未来を目指すことを目的とする。

第5条 (活動) 本会は、前条の目的を達成するために、次のような活動を行う。

- (1) 熱帯林、その他の森林保全、違法伐採・違法貿易などに関する調査、研究、啓発及び国際キャンペーンの実施
- (2) 関係機関(政府、各自治体等)や企業などへ熱帯木材などの使用削減・違法材輸入停止の依頼、関する調査、交渉、政策提言
- (3) 国内外の森林保護団体(特に熱帯林の保護団体)や関係団体との交流、連携、協同作業の遂行
- (4) 海外の原生林等の保全、違法材停止のための各種の活動やオランウータン等の絶滅危惧種を保護するための活動
- (5) 熱帯(特にインドネシア)の森林再生、オランウータン等の絶滅危惧種の保護、泥炭湿地保全等に繋がるエコ・ツアーの実施
- (6) 国内外の森林やそこで暮らす人々の被害に対し、緊急支援の基金の設立・運営と管理
- (7) 会報(通信)、リーフレット、ブックレット、HP、ビデオなどの発行でのPR
- (8) 学習会、報告会、出前講座、野外見学会などの実施
- (9) 事務局、会員の交流及びメンバー募集のための事業の実施
- (10) 温暖化防止や泥炭湿地の保全、多種多様な生態系への実現、共生・循環型社会を構築するための調査、研究、提言、実施
- (11) 紙の使用量の削減や再生紙の利用、合法材・国産材家具の推進などグリーン・コンシューマー運動の遂行
- (12) 不特定者からの相談などの対応、
- (13) その他、目的を達成するための行動

第6条 (総会) 本会は定期総会を開催し、該当年度の方針を会員及び交流のある団体に報告する。

- (1) 定期総会は、毎年一月末頃に開催する。
- (2) 定期総会の議案は、事務局が協議し、事務局長は会員への二週間前までに開催を通知する。
- (3) 臨時総会は、事務局で必要と認められた場合、事務局構成員の過半数が要求した時のみ、臨時議案に基づき実施する。

第7条 (構成) 事務局は、事務局長、編集長、会計、各担当の責任者及び事務局員により構成される。

- (1) 事務局長は毎月二回の事務局会議を招集し、事務局会議は懸案事項から優先的に遂行する。
- (2) 事務局は、緊急を要する場合、第7条(1)項の会議以外にも会議を招集する。
- (3) 事務局長、編集長、会計、各担当責任者の任期は最低一年とし、やむを得ず事務の支障が生じる場合は、当該年度中でもその任務を変更することができる。
- (4) 『ウータン・森と生活を考える会』事務局と連絡が取れ、事務所の住所を定めず恒常的に活動し、且つ、『ウータン』の方針に全同意のマレーシア等の森に住む海外小グループは、[HUTAN Group]に入ることができる。

第8条 (財源等収支) 本会の財源は、会費、賛同費、寄付金、その他事業収入等によって充てる。

- (1) 個人年会費は4000円からとし、企業法人の場合は20,000円からとする。いずれも上限を定めない。
- (2) 会計は、本会の会計処理及び管理を行う。
- (3) 会計年度は当該の1月1日から12月末までとし、定期総会で収支を公表する。
- (4) 当該年度の活動費が多額で財源が不足し、次年度も事業支出が多く見込まれる場合、会計は年会費等の変更を検討し、事務局で定められた場合、年会費等の値上げを定期総会に計る。ただし、定期総会の出席者の3/4の同意を要するものとする。
- (5) 海外に住み活動し、第7条(4)項該当の事務所機能の無いHUTANグループの財源については、その地のグループが財源捻出を検討し、非常時の支援をHUTAN事務局で検討し、支出は『森の救援基金』から補助する。

第9条 (組織の管理・運営状況などの確認)

- (1) 活動の運営や財源等を確認するにあたり、顧問・外部責任者の会計監査等は、運営方針・収支等をアドバイスする。
- (2) 各担当責任者並びに事務局長は、一年間の活動方針・運営の状況を確認し、年度末に課題を総会へ提示する。
- (3) 本会のHP、リーフレット等の管理は、事務局長と若干名で実施し、本会の状況を確認して随時、内容を改変する。
- (4) 植林再生・エコツアー、海外違法材調査等の海外活動の担当については、副担当者を置き、担当責任者をサポートする。

第10条 (会則変更) 本会の会則変更は、定期総会で行い、出席者の3/4の同意が必要である。